

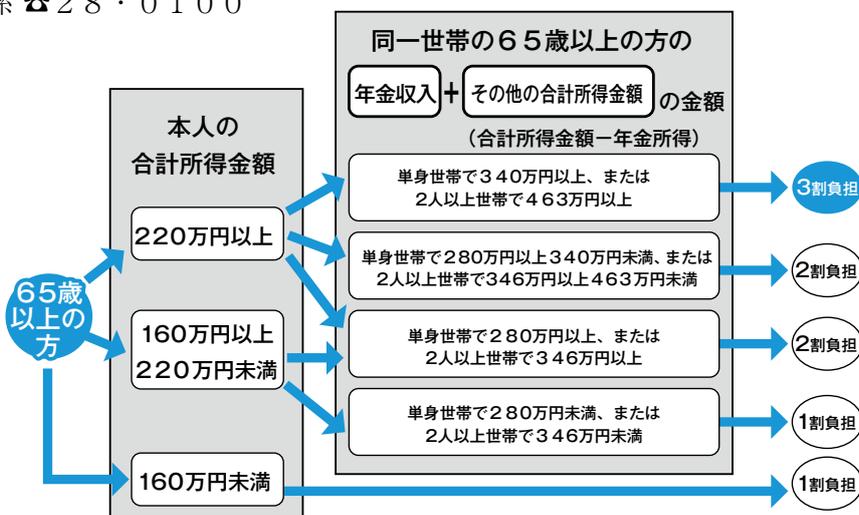
介護保険制度の変更

介護保険法の改正により、8月から介護保険制度が次のとおり変更されます。

▶問合せ 保険課高齢者・介護係 ☎28・0100

① 3割負担の導入

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者にご負担いただいています。この利用者負担割合は、これまで1割か2割となっていました。8月からは、65歳以上で現役並みの所得のある方には費用の3割をご負担いただくことになります。



※合計所得金額とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額です。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。

② 高額介護合算療養費制度の限度額変更

介護保険の被保険者が、1年間（8月1日から翌年7月31日）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えた場合は申請によりその超えた金額を支給します。現役並みの所得のある70歳以上の方の限度額はこれまでは一律67万円でした。8月からは、所得に応じて67万円、141万円、212万円に細分化されます。

〈これまで〉

所得区分	70歳以上の方を含む世帯の自己負担限度額(注2)
課税所得 145万円以上	67万円
課税所得 145万円未満(注1)	56万円
市町村民税世帯非課税	31万円
市町村民税世帯非課税 (所得が一定以下)	19万円(注3)

〈平成30年8月から〉

所得区分	70歳以上の方を含む世帯の自己負担限度額(注2)
課税所得690万円以上	212万円
課税所得 380万円以上690万円未満	141万円
課税所得 145万円以上380万円未満	67万円
課税所得 145万円未満(注1)	56万円
市町村民税世帯非課税	31万円
市町村民税世帯非課税 (所得が一定以下)	19万円(注3)

※課税所得とは収入から公的年金等控除、必要経費、給与所得控除等の地方税法上の控除金額を差し引いた後の額です。

(注1) 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合及び総所得金額等から基礎控除を引いた合計額が210万円以下の場合も含む。

(注2) 対象世帯に70~74歳と70歳未満が混在する場合、まず70~74歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担合算額を合わせた額に限度額を適用する。

(注3) 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円。

8/1~15

戦争写真パネル展

豊山町平和都市宣言に基づき、戦争の悲惨さや平和の大切さを伝えるため、戦争写真パネル展等を開催します

▼とき 八月一日(水)~十五日(水)

▼ところ 役場庁舎一階ロビー ▼内容

愛知県原水爆被災者の会(愛友会)からお借りした被爆写真パネルを展示

します。また、広島平和記念資料館からお借りする、基町高等学校の生徒と

被爆体験証言者との共同制作による「原爆の絵」(複製)も展示します ▼

問合せ 総務課総務・人事係 ☎28・6003

食中毒に注意

気温や湿度が高くなると、食中毒の原因となる細菌が増殖しやすくなります。各家庭で対策を行い、食中毒を予防してください。

▼食中毒予防の三原則

① 菌をつけない(手や包丁、まな板を洗浄・消毒する、生肉などは容器に入れるなど)

② 菌を増やさない(早めに食べる、冷蔵庫などで温度管理をするなど)

③ 菌をやっつける(肉や魚などの食品は内部まで十分に加熱するなど)

▼問合せ 保健センター ☎28・3150